

決 算 審 査 特 別 委 員 会

委 員 長 報 告 (案)

平成27年12月21日

## 平成26年度決算に係る指摘事項一覧

### 【文書指摘】

- |    |                                     |         |
|----|-------------------------------------|---------|
| 1  | 高等教育機関の研究支援について                     | (地域振興部) |
| 2  | 文化芸術の振興について                         | (地域振興部) |
| 3  | 重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業と療育支援のあり方について | (福祉保健部) |
| 4  | 鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業について             | (福祉保健部) |
| 5  | 中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業と保育料について        | (福祉保健部) |
| 6  | 喜多原学園について                           | (福祉保健部) |
| 7  | 障がい者の就業支援について                       | (商工労働部) |
| 8  | 畜産試験場の整備について                        | (農林水産部) |
| 9  | 施設の見直しについて                          | (病院局)   |
| 10 | 育英奨学資金貸与者で県内就職する者への返還優遇について         | (教育委員会) |
| 11 | 教育センターについて                          | (教育委員会) |

## 決算審査特別委員会委員長報告

(平成27年12月21日)

本年9月定例会において、当委員会が審査の付託を受けました議案第17号「平成26年度鳥取県営電気事業会計未処分利益剰余金の処分及び平成26年度鳥取県営企業決算の認定について」及び議案第18号「平成26年度鳥取県営病院事業会計資本剰余金の処分及び平成26年度鳥取県営病院事業決算の認定について」、並びに今定例会において審査の付託を受けました議案第21号「平成26年度決算の認定について」、以上3議案につきましては、決算審査の結果を平成28年度の予算に反映させるべく精力的に審査等を行ってきたところでありますが、以下その経過及び結果をご報告申し上げます。

当委員会は、審査を効率的に行うため、総務教育（澤 紀男 主査）、福祉生活（内田隆嗣 主査）、農林水産商工（興治英夫 主査）、地域振興県土警察（広谷直樹 主査）、県営企業（前田八壽彦 主査）、病院事業（長谷川 稔 主査）の6分科会を設けて審査を分担し、予算執行が議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に行われていたかについて、部局ごとに、主管部局長等から決算の内容等についての詳細な説明を聞き、質疑、現地調査などの審査をしてまいりました。

### (審査結果)

なお、審査意見として、今後速やかに検討又は改善すべきものと決定した事項について申し上げます。

**まず、第1点目は、高等教育機関の研究支援についてであります。**

県内の高等教育機関に対する研究支援として、総額5千万円余(平成26年度実績)の助成が行われています。一方、支援の成果が、本県施策にどのように反映されているのか判然としません。

その一因として、当該支援を通して、県はどのような成果を期待しているのか整理出来ていないことが、主な原因ではないかと思われます。

また、現状の研究成果公開の方法では、成果が広く県民に周知されているとは言いがたく、不十分であります。

当該支援は税金で賄われていることを、県はもとより、高等教育機関の方にもご理解いただき、県として期待する成果の整理、県民への公開方法の充実を図るべきであります。

**第2点目は、文化芸術の振興についてであります。**

県は「とりアート」と「鳥取藝住祭」の2つの事業を行っていますが、これらは、ほぼ同時期の開催にもかかわらず、両者間に連携がなく、違いも分かりづらいように思われます。

その原因は、本来、大きな政策目標に向かって推進されるべき両事業が、縦割りの進められ、個々の事業実施のみに眼が向いていることが原因ではないかと思えます。

両事業は目指すところや関わる団体の違いがあるものの、両者とも文化芸術振興に必要で可能性のある事業だと考えています。

県は文化芸術振興という政策目標を具現化するために、県民活動が活発化するよう政策的に誘導し支援していくことが必要であり、「アートピアとっとり」という大きな政策目標の実現に向けて、両事業の連携を図りながら、更に充実させるべきであります。

**第3点目は、重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業と療育支援のあり方についてであります。**

医療的ケアが必要な重度障がい児者がいつでもショートステイできるよう、県内3医療機関において、年間を通じた病床確保に係る費用を助成していますが、関係機関の連携不足、事業に協力する重度訪問介護事業所(以下「事業所」という。))及びヘルパーの不足等、受け入れ環境が不十分なため、年間病床確保日数903日のうち、利用は88日と1割程度に留まっています。

については、受け入れ環境を整備するために次の点を支援すべきと考えます。

- ・ 院内受け入れ専任コーディネーター配置支援制度の創設
- ・ 不足している付き添いヘルパーや協力を得られる事業所を増やすための報酬の引き上げ

- ・ 利用時に在宅と同様のケアが受けられるよう、訪問介護による利用者  
とヘルパーとの日常的な関わりの機会の確保

また、ショートステイを実施している急性期病院においては、救急医療対応等により、利用者の要望に十分応えられないケースもあることから、回復期・慢性期病院への対象拡大も、関係者と協議して、今後検討すべきです。

また、医療技術の向上によって、今後、医療的ケアが必要な重度障がい児者の増加は必至であり、各圏域の県立療育機関の入所や外来受け入れの拡大、在宅支援のあり方等、今後の療育支援について、量質ともに、あり方の抜本的な検討を行うことが必要です。

**第4点目は、鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業について であります。**

この事業は、障害者自立支援法の施行に伴い、施設の特別支援加算から一部の強度行動障がい者が対象外とされたため、鳥取県独自に新規入所等に限定して、強度行動障がい者を受け入れる障害者支援施設等の1対1相当の人員配置に必要な人件費を加算するものです。

従来 of 国の特別支援加算が3年間限定だったため、本県の制度も3年間限定としています。

手厚い支援体制により、補助期間の3年間で障がいがある程度は軽減していますが、その状態の維持や改善を図るには、その後も同様の支援体制が不可欠であります。

よって、障がいの状況や家族の生活実態に合わせて、補助期間を延長するとともに、市町村とも協議し、新規以外の入所者を補助対象とすることも検討すべきであります。

また、対応する職員の能力向上のための外部専門家アドバイザーの配置も検討すべきであります。

**第5点目は、中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業と保育料について であります。**

保育料軽減の対象が、中山間地域振興条例で規定する中山間地域にある保育所等に限定されているため、「対象となる地域」と「対象とならない地域」が混在する自治体では、一つの自治体内で保育料に格差が生じるとの判断から活用されず、結局、全域が中山間地域となっている自治体のみの利用に留まっています。

一方で、「少子化対策アンケート」では子育ての経済的負担軽減を求める保護者の声があり、保育料軽減制度を中山間地対策としてではなく、子育て支援対策としての視点から改善する必要があります。

よって、希望する全ての市町村が活用しやすい制度とすることで、保育料無償化・軽減を必要とする多くの子どもが対象となるよう、制度改正等を検討すべきです。

#### **第6点目は、喜多原学園について であります。**

保護者から虐待を受けた児童や、愛着障がい・発達障がいなどの診断を受けた児童の入所が増加し、従来の非行性や加害性の強い児童と一つの寮に混在することで、支援が難しくなっています。

中舎制の男子寮は、現在4人部屋を仕切って利用しているが、静かな空間を必要とする発達障がい児には不適切であり、完全個室とすべきであります。

また求められる個別的・系統的な支援を満たすには職員数が絶対的に不足しており、特に夜勤2人体制では、非常時は残された1名で寮を管理することが求められて危険であるため、職員体制を強化すべきであります。

児童が学園入所に至る以前の学校教育における特別支援のあり方の改善及び、分校・分教室への専門性のある教員の配置について、学校・教育委員会と協議することが必要です。

また、就職を希望する児童の職場実習はできているが、就職先の開拓が不十分であり、就職支援の体制を整備すべきであります。

#### **第7点目は、障がい者の就業支援について であります。**

平成25年度に障がい者の法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられ、また、平成30年度には精神障害者も法定雇用率の算定基礎に加えられる予定であり、法定雇用率の更なる引き上げが予想されます。一方、本県の障がい者の実雇用率は、平成26年6月1日現在で1.88%と、法定雇用率を下回っており、法定雇用率達成企業の割合も約半分という状況にあります。

こうした中、障がい者の就業、生活の支援については、障がい者就業・生活支援センターの活動に加え、平成26年度には西部に、平成27年度には中部に県版ジョブコーチを配置して職場定着を支援しているところです。ジョブコーチの職場定着支援は、障がい者一人ひとりの障がい特性に合った継続的な支援が必要で、活動回数は多く多忙な状況です。また、中部においてはジョブコーチの配置は1名のみで、追加募集は行っていますが応募がない状態です。併せて、相談のために来訪される方のための駐車場も少なく、プライバシーに係る相談を受けるにもかかわらず相談室が独立していない状況もあります。

今後も、障がい者雇用のさらなる推進を図るためには、ジョブコーチによる支援体制を強化する必要があります。

については、ジョブコーチ確保のための雇用条件の改善や、相談環境の改善等について検討すべきであります。

**第8点目は、畜産試験場の整備についてであります。**

畜産試験場においては、最先端の研究のほか、「白鵬85の3」や「百合白清2」などの優秀な種雄牛の開発など、大きな成果をあげており、鳥取和牛のブランド化や県内酪農家の発展のために重要な施設ですが、和牛育成牛舎や種雄牛舎等は昭和40年代の建物で老朽化が目立ち、搾乳ロボットについても故障が絶えない状況であり、県内外からの来訪者に県産和牛の能力の高さや酪農の研究をアピールするには不十分な状況であります。

また、農業活力増進プランにおいて和牛のトップブランド化を最重要課題としている中、現業職員数の縮減に伴い外部委託もやむを得ないところですが、外部委託するには、現在の施設・設備の老朽化の改善が必要です。

また、種雄牛造成は危険で職員の育成に時間がかかる業務なので、外部委託は不可能であり、最低でも5人の現業職員を必要としているところですが、高齢化により人員の不足が懸念されています。

全国1位、2位の種雄牛に続いて、畜産試験場が研究成果を上げ、鳥取和牛のブランド化、酪農の発展につなげられるよう、施設の整備、人員の確保について真剣に対策を講じるべきであります。

**第9点目は、施設の見直しについてであります。**

厚生病院は、昭和61年に増改築して以来、約30年を経過しようとしています。現在では、増改築当時想定していなかった化学療法を受ける外来患者の増加や、院内保育の実施などの対応が生じています。

このため、空きスペースを利用して場所を確保していますが、化学療法については、狭隘なスペースで多くの患者へ対応する必要があるため、治療を受ける患者にも医療スタッフにも負担となっており、安心、安全に治療を受けられる環境であるとは言いがたい状況です。

また、院内保育室についても定員が25名とありますが、現状で預けられている人数14名でも手狭の感をぬぐえません。その分屋外活動などで工夫しているものの、院内保育室は外来診察室近くに設置されており、外来患者の導線と乳幼児の導線が重なり、感染しやすいインフルエンザなどの流行時には、院内保育を利用する乳幼児への感染も心配され、職員が子どもを安心して預けられる環境ではない状況が見受けられました。

については、早急にこのような状況を解消するため、現在のニーズに応じた院内の配置の検討や、必要な施設の増設などの対応策を検討する必要があります。

**第10点目は、育英奨学資金貸与者で県内就職する者への返還優遇についてであります。**

若者の県外流出による社会減による人口減少は、本県の大きな課題であります。活力ある地域を維持するためには、県内出身の若者の地元定着を図る必要があります。

育英奨学資金は、県内在住の者の子等で経済的理由により修学が困難である者に対し、修学中に貸与するものですが、より多くの奨学生に、卒業後、住み慣れた土地で実力を発揮し、地域に活力を与える存在となっていただくことは、本県にとって大きな力となります。

また、育英奨学資金の返還の減免は、県内就職へのインセンティブとなり、さらに長い目で見れば地域に貢献する人材となることが期待できます。

ついでには、育英奨学資金の貸与を受けた者の地元定着を図るため、県内就職する者に対して育英奨学資金の返還を減免することを検討すべきであります。

**第11点目は、教育センターについてであります。**

近年、少子化や核家族の進行、高度情報化や価値観の多様化やライフスタイルの変化などにより、教育に対する課題やニーズが多様化、複雑化しており、教職員は様々な局面で対応が求められております。さらに多忙化、長時間労働が常態化し、教職員を取り巻く環境は大変厳しいものとなっております。このような状況のもと、教職員が対応に悩んで行き詰まったりする場面も少なくありません。

学校教育は、教職員と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、教職員が心身ともに健康で教育に携わることが重要であります。大学改革により、以前のように地元大学教授との師弟関係による教職員の心の支えとなる環境が失われています。教育センターには学校教育支援という役割があり、学校の教育課題に関する相談窓口として、教職員の支援をすることが期待されます。

よって、教育センターにおいて、教職員の心の悩みも含めて幅広く相談・支援できる体制を一層強化すべきであります。

審査意見は、以上であります。

なお、ただいま申し上げました指摘事項に対する対応状況並びに来年度予算への反映状況については、閉会中も継続して調査することとし、別途議長に申し出ておきました。

これをもちまして、本委員会の審査結果の報告を終わります。